

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
大町圏域の減災に係る取組方針

平成30年3月30日

大町圏域大規模氾濫減災協議会

目 次

1	はじめに	1
2	本協議会の構成員	2
3	大町圏域の河川の概要	3
4	大町圏域の現状と課題	6
5	減災対策のための目標	11
6	おおむね5年で実施する取組	12
7	取組方針のフォローアップ	15

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」をとりまとめました。

国の管理河川については、沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、昨年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生しました。

これを受け、本年 1 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を加速し、都道府県が管理する河川においても本格展開することが求められております。

長野県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、大町圏域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「大町圏域大規模氾濫減災協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を策定し、周知することとしています。

なお、取組方針策定後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、確かな対策の実施のための進捗確認等、フォローアップを行うこととします。

2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり

機 関 名	構 成 員
大町市	市 長
池田町	町 長
松川村	村 長
白馬村	村 長
小谷村	村 長
大町警察署	署 長
北アルプス広域消防本部	消 防 長
長野県北アルプス地域振興局	局 長
長野県大町保健福祉事務所	所 長
長野県犀川砂防事務所	所 長
長野県姫川砂防事務所	所 長
長野県土尻川砂防事務所 (協議会長)	所 長
長野県大町建設事務所	所 長

本協議会のアドバイザーは以下のとおり

機 関 名
(アドバイザー)
国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所
国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所
国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所
国土交通省 北陸地方整備局 大町ダム管理所
国土交通省 気象庁 長野地方气象台
長野県 危機管理部 危機管理防災課
長野県 建設部 河川課

3 大町圏域の河川の概要

大町圏域は、長野県における犀川水系及び姫川水系の上流域に位置し、大町市、北安曇郡池田町、松川村、白馬村、小谷村の1市1町3村で構成されています。

圏域の総面積は約1,110km²で、県全体の約8%を占めています。また、人口は約6万人で、県全体の約3%を占めています。圏域内の河川のうち、犀川と高瀬川の一部は国管理であり、他の一級河川は県が管理しています。現況は表-1のとおりです。

県管理河川の特徴は、上流山間部では急峻な溪流を形成し、下流平坦部では緩やかな流れとなり築堤がなされています。その中間部には、扇状地が形成され、一度洪水が発生すると、氾濫した水が河川に戻ることなく扇状地を拡散するように広がるため、溢水による大きな被害が予想されます。また、築堤部での越水や内水被害にも留意する必要があります。

圏域内の水位周知河川における築堤区間は、高瀬川21km、姫川4.7kmとなっています。

また、過去の主な災害の発生状況は表-2のとおりとなっています。

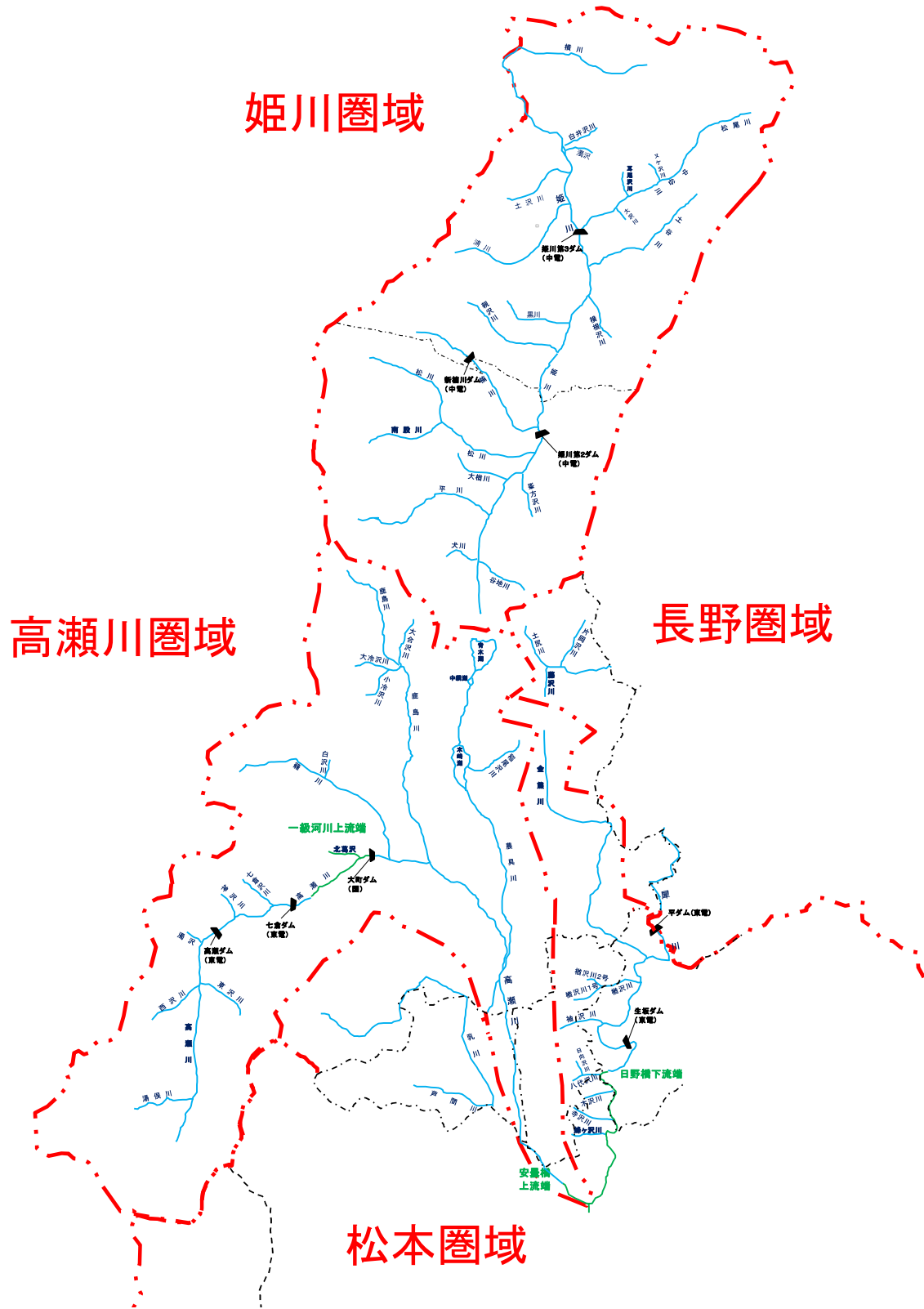
表-1 【大町圏域の河川現況】

	総面積(km ²)	県管理河川数	左欄の河川延長(km)
大町圏域	1,109.65	54	340.1
県全体	13,561.56	737	4,802.7
県全体に対する割合	8.2%	7.3%	7.1%

表-2 【過去の主な災害発生状況】

年月日	河川名	原因	被害状況
享保19年	浦川、姫川		浦川上流崩壊(金山沢)、姫川氾濫、来馬被災
明治44年8月8日	浦川、姫川		稗田山大崩落、姫川をせき止める(死者23名)
明治45年7月22日	浦川、姫川	梅雨前線	土石流発生、姫川沿岸一帯に被害(来馬埋没5戸)
昭和9年7月11日	平川	梅雨前線	堤防決壊、白馬村北城村被害
昭和21年6月	平川、松川	梅雨前線	氾濫
昭和34年7月10日	平川、松川	梅雨前線	氾濫、大糸線中土・北小谷間の築堤決壊し不通
昭和44年8月9日	高瀬川		葛温泉壊滅状態、松川村細野で水田浸水被害
平成7年7月11日	全域	梅雨前線	白馬村、小谷村、糸魚川市を中心に被害続出 国道148号、大糸線に大打撃
平成16年10月20日	高瀬川等	台風23号	大町市、池田町を中心に被害続出 (床上・床下浸水58戸)
平成25年6月18日	姫川	梅雨前線	護岸が破損し、大糸線一時運行見合わせ
平成29年7月3日	姫川	梅雨前線	護岸が破損

大町圏域河川図



一級河川(指定区間)一覽表

河川名	流路延長 (m)	市町村名	河川名	流路延長 (m)	市町村名
(信濃川水系)			(姫川水系)		
犀川	11,400	大町市(八坂)	姫川	32,918	白馬村、小谷村
八代沢川	1,962	池田町	横川	8,393	小谷村
日向沢川	1,308	池田町	白井沢川	1,650	小谷村
袖沢川	2,600	池田町	土沢川	3,924	小谷村
金熊川	18,703	大町市(美麻、八坂)	浦川	10,000	小谷村
土尻川	8,393	大町市(美麻)	中谷川	9,438	小谷村
農具川	17,200	大町市	大沢川	1,199	小谷村
鹿島川	18,700	大町市	耳尾沢川	1,199	小谷村
高瀬川	46,310	大町市、池田町、松川村	又ヶ沢川	1,090	小谷村
大冷沢川	2,000	大町市	松尾川	1,090	小谷村
小冷沢川	2,000	大町市	土谷川	8,393	小谷村
大合沢川	2,000	大町市	横根沢川	3,450	小谷村
籠川	11,200	大町市	黒川	3,813	小谷村
北葛沢	1,600	大町市	親沢川	5,799	小谷村
湯俣川	3,000	大町市	楠川	9,156	小谷村、白馬村
七倉沢川	2,500	大町市	松川	13,952	白馬村
神沢川	1,700	大町市	南股川	4,796	白馬村
濁沢	300	大町市	平川	8,175	白馬村
東沢川	3,100	大町市	犬川	2,725	白馬村
西沢川	3,200	大町市	谷地川	2,950	白馬村
稲尾沢川	4,900	大町市	大檜川	3,550	白馬村
乳川	18,530	大町市、松川村	濁沢	1,420	小谷村
芦間川	4,200	松川村	峯方沢川	3,000	白馬村
片岡沢川	3,000	大町市(美麻)			
蜂ヶ沢川	1,308	池田町			
寺沢川	2,389	池田町			
木沢川	1,810	池田町			
檜沢川	4,469	池田町			
檜沢川1号	1,526	池田町			
檜沢川2号	981	池田町			
当信川	4,500	大町市(美麻)			
藤沢川	2,900	大町市(美麻)			
白沢川	1,038	大町市			

4 大町圏域の現状と課題

大町圏域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組及び課題等を抽出し、以下のとおり取りまとめた。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための事項

項目	現状	課題等
■情報伝達、避難計画等に関する事項	○平成 29 年 2 月に「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」が示され、平成 29 年 6 月に県と市町村ホットラインを構築した。	(1) ホットラインを継続的に活用する必要がある。
	○各地域において防災行動を迅速に実施し災害対応力の向上をめざすため、平成 28 年 8 月に「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」が示された。	(2) 災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有する必要がある。 (3) タイムラインが策定されていない。
	○「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に即した発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。	(4) 水位計が設置されていない河川の避難勧告発令基準が明確でない。
	○大町圏域の高瀬川、姫川及び松川(水位周知河川)では水防警報等で水位情報を提供している。 ※犀川の警報は長野圏域対応	(5) 水位観測所が担う河川設定区間が長すぎるため、区間を補う情報が不足している。 (6) 情報伝達に遅延がある。
	○平成 28 年 4 月に「水害ハザードマップ作成の手引き」が改定され、広域避難に関する基本的な考えが記載された。	(7) 大災害時の避難、市町村を越える広域避難、長期の避難に向けた検討がなされていない。
	○平成 29 年 6 月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」が改訂されるとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」が作成された。	(8) 要配慮者利用施設の水害・土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び避難訓練がなされていない。

項目	現状	課題等
<p>■情報伝達、避難計画等に関する事項</p>	<p>○気象庁HPや防災情報提供システムで流域雨量指数の予測（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数帳票）を提供している。</p> <p>○雨量、水位情報等を、長野県河川砂防情報ステーションにより提供している。</p> <p>○直轄管理区間は防災エリアメールやSNS等により情報を伝達している。</p> <p>○防災行政無線放送やメール配信サービス等にて情報を伝達している。</p>	<p>(9) 気象情報提供の認知度が低い。</p> <p>(10) 避難等に必要な情報を確実に、わかりやすく提供するとともに、その利活用を促進する必要がある。</p> <p>(11) 個別受信機が普及しない。</p> <p>(12) 防災行政無線が屋外で聞き取りにくい地域がある。</p> <p>(13) インターネット未利用者への対応が不足している。</p> <p>(14) 外国人を対象とした多言語化への対応が不足している。</p>
<p>■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>○水位周知河川等では、1/100年降雨確率による浸水想定区域図（浸水範囲、浸水深さ）を策定し、長野県ホームページ等で公表している。</p> <p>○管内市町村では水害ハザードマップを作成しホームページで公開あるいは全戸配布して周知している。</p> <p>○市町村ごとに防災教育に取り組んでいる。</p> <p>○市町村ごとに防災訓練に取り組んでいる。</p>	<p>(15) 近年の被災状況を踏まえると、より大規模な氾濫に備える必要がある。</p> <p>(16) 住民周知へさらに取り組む必要がある。</p> <p>(17) 住民の保管状況が不明である。</p> <p>(18) 防災教育に関する情報の共有が図られていない。</p> <p>(19) 水防に関する訓練が少ない。</p>

項 目	現 状	課 題 等
<p>■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>○大町圏域の県管理河川には水位計が14基設置されている。(別図参照)。(うち情報がリアルタイムで公開されている水位計は5基)</p>	<p>(20)避難情報等の発令に必要な河川水位情報が不足している。(特に夜間の情報)</p>
	<p>○大町圏域の県管理河川には河川監視用カメラが設置されていない。</p>	<p>(21)洪水に対してリスクの高い区間の河川状況を把握できない。</p>
	<p>○大町圏域の県管理河川には量水標が8標設置されている。(別図参照)</p>	<p>(22)水防活動や自主避難判断のための量水標が不足している河川がある。</p>
	<p>○大町圏域には雨量計が48基設置されている。(別図参照)</p>	<p>(23)近年多発する局所的豪雨を把握するための雨量計が不足している。</p>

洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の事項

項目	現状	課題等
■水防体制の強化に関する事項	○大町圏域には水防管理団体が5団体あり、全域に組織されている。	(24)水防団等の人員が不足している。 (25)水防活動に関する実践的な訓練が不足している。
	○重要水防区域等について、主に建設事務所が点検、監視している。	(26)重要水防区域について、水防団員、住民等への周知が不足している。
	○重要水防区域を、建設事務所ホームページで公表している。	(27)関係者が重要水防区域を把握しきれていない。 (28)点検箇所数に対応したマンパワーが不足している。
	○出水時には、水防団、河川管理者等がそれぞれ河川巡視を実施しているが、水防団には業務が集中する。	(29)範囲が広いため、適時対応が困難である。 (30)効率的な巡視方法、役割分担を検討する必要がある。 (水防団の負担軽減)
	○県、市町村では、地域の建設業者と災害時の応援協定を締結している。	(31)地域の建設業者の水防活動への参画について、さらに推進する必要がある。
	○大町圏域には水防倉庫が10箇所設置されている。	(32)水防資材の確保、更新を確実に行う必要がある。 (33)水防資材の情報を共有する必要がある。
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	○大規模な水害時には、災害時の対応拠点となる庁舎等や災害拠点病院(市立大町総合病院)周辺が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。	(34)災害時対応拠点や災害拠点病院等に対して適切に情報提供する必要がある。 (35)災害時の対応拠点となる庁舎等について耐水化対策を行う必要がある。 (36)被災時の代替機能を確保する必要がある。

③社会経済被害の最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の事項

項目	現状	課題等
■氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項	○大町圏域には大町ダム、七倉ダム、高瀬ダム、姫川第二堰堤等の水防上重要な施設があり、各管理者が操作規則等により管理している。	(37) 情報を確実に伝達する必要がある。
	○ダム放流の情報は、行政間では電話、FAX等により連絡し、周辺住民に対しては放流警報等で伝達している。	
	○長野県所管の排水ポンプ車(3台)が保持されている。	(38) 排水ポンプ車が遠隔地に配備されており、操作対応者が限られている。
■河川管理施設の整備等に関する事項	○洪水氾濫を未然に防ぐための対策が必要な河川が多くある。 対策実施中の河川を下記に示す。 ・ 姫川 姫川第二ダム下 ・ 姫川 神城～県境	(39) 対策が遅れている河川施設等がある。
	○毎年出水期前に、河川管理施設等の法定点検を行っている。また、定期的に河川パトロールを実施している。	(40) 点検の結果、要修繕と判定された箇所等への対応が、遅れている河川施設等がある。
	○河川氾濫から浸水までの時間が短く、十分な避難時間がとれない地域がある。	(41) 決壊までの時間を少しでも引き延ばす必要がある。

※各項目の課題の番号(1)～(41)は、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりとする。

【達成すべき目標】

大町圏域の流域における大規模水害に対しても、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標を達成するための3つの取組】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 社会経済被害の最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の取組

※大規模水害……想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

6 おおむね5年で実施するハード・ソフト一体となった取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

項目	課題	主な取組項目	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項	(1)	○水位周知河川の沿川市町村と河川管理者において、構築したホットラインについて、毎年、出水期前に確認	県 市町村
	(2) (3)	○市町村と調整し、平成33年度までに水位周知河川の水害対応タイムラインを作成	気象台 県 市町村 等
	(2) (4)	○タイムラインに基づく首長も参加した実践的な訓練の実施	気象台 県 市町村 等
	(5) (6)	○治水上市町村の役場等に影響を及ぼす河川において、水位周知河川の指定がなされていても、水位計設置箇所間を補う簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報提供について検討し、必要に応じて実施	県 市町村
	(7)	○水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで収容できない場合等における隣接市町村への避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整	市町村
	(8)	○要配慮者利用施設管理者等への避難確保計画作成及び避難訓練実施の指導徹底	市町村
	(8)	○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認	県 市町村
	(10) (13)	○ささえあいマップ、ハザードマップ等の整備・拡充	市町村
	(9) (10) (11) (12)	○「危険度を色分けした時系列」、「警報級の可能性」、「洪水警報の危険度分布」等の新しい防災気象情報の利活用の検討	気象台 県 市町村
		○プッシュ型洪水予報等の情報発信	県
		○雨量、水位及びライブカメラの情報を河川砂防情報ステーションで提供	県
	(14)	○外国人への対応方法を情報共有	県 市町村

項目	課題	主な取組項目	取組機関
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	(15)	○以下の河川について、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等を作成・公表 《作成・公表予定河川》 高瀬川、姫川、松川	県
	(16)	○想定最大規模の洪水による浸水想定区域図の作成後、速やかに水害ハザードマップ（必要に応じて広域避難を考慮）を作成し住民等に周知	市町村等
	(16)	○水害ハザードマップ作成後、速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し住民等へ周知	市町村等
	(17)	○防災訓練時などにハザードマップの保管状況を確認	市町村等
	(18)	○防災教育に関する情報共有	県 市町村等
	(16) (18)	○教員等を対象とした講習会及び小中学生を対象とした防災教育の実施	市町村等
	(16) (18) (19)	○出前講座等を活用した講習会・学習会の実施	気象台 県
	(16) (19) (25) (26)	○多様な関係機関、住民等の参加による、より実践的な水防訓練を検討し、防災訓練時等に実施	県 市町村等
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	(20)	○危機管理型水位計及び水位計配置計画を策定し、計画に基づき、整備推進。また設置状況を確認	県 市町村
	(20) (21)	○夜間の水位状況確認方法について、事例調査及び対応検討	県
	(21)	○河川監視用カメラの配置計画を策定し、計画に基づき整備推進。また設置状況を確認	県
	(22)	○わかりやすい量水標の設置計画を策定し、計画に基づき整備推進。また設置状況を確認	県 市町村
	(23)	○局所的豪雨に対応するため必要に応じて雨量計を増設	県 市町村

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

項目	課題	主な取組項目	取組機関
■水防体制の強化に関する事項	(24)	○水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討	市町村等
	(24)	○水防活動の担い手となる水防協力団体の募集(広報誌、市町村のイベント、コミュニティー放送等)	市町村等
	(26) (27) (28) (33)	○適時、重要水防区域、水防資機材等について、水防活動に関わる関係者等が共同で点検し情報共有	県 市町村等
	(29) (30)	○水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	市町村
	(29) (30)	○水防団同士の連絡体制の確保	市町村
	(31)	○地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	県 市町村
	(32) (33)	○災害拠点となり得る施設、資材、備品の強化等	県 市町村
■市村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	(34)	○浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制、方法について検討	県 市町村 災害拠点 病院等
	(35) (36)	○浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者が実施	県 市町村 災害拠点 病院等

③社会経済活動被害最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の取組

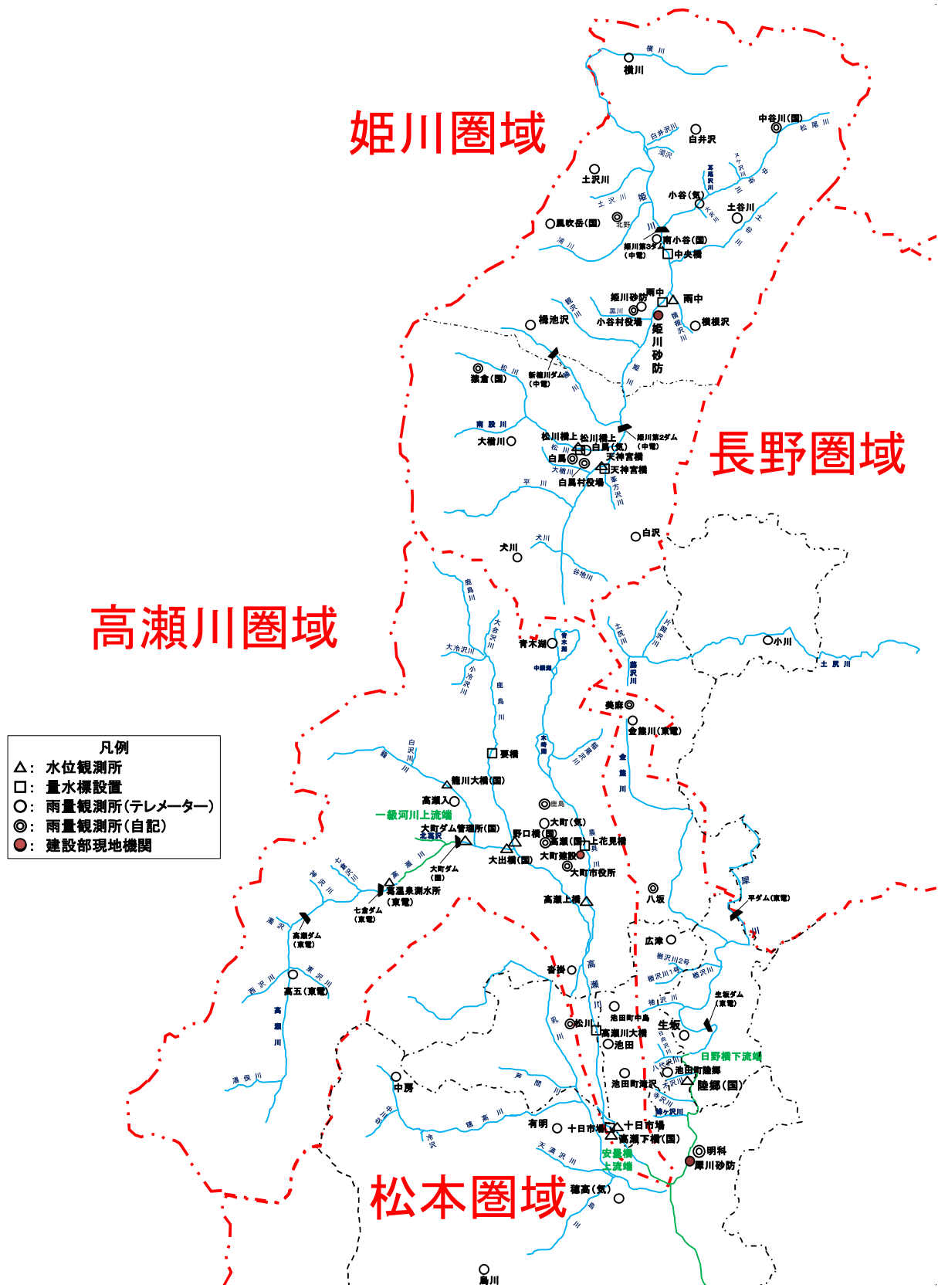
項目	課題	主な取組項目	取組機関
■氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項	(37)	○情報伝達訓練の継続実施	各管理者 県 市町村等
	(38)	○排水ポンプ車訓練へ参加	県
■河川管理施設の整備等に関する事項	(39)	○洪水氾濫を未然に防ぐ対策の整備推進 《実施中の箇所》 姫川(姫川第二ダム下、神城～県境)	県
	(40)	○適時、適切な維持管理の実施	県
	(41)	○危機管理型ハード対策の整備優先区間を定め、順次整備 《実施中の箇所》乳川	県

7 取組方針のフォローアップ

この取組方針に記載した事項については、各構成員において、防災業務計画や地域防災計画、水防計画、河川整備計画等に反映するよう努めるとともに、目標の実現に向け、継続的に取り組むものとする。

また、本協議会は出水期前に随時開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、この取組方針を見直すものとする。

(別図) 水位計、量水計、雨量計 位置図



- 凡例
- △: 水位観測所
 - : 量水標設置
 - : 雨量観測所(テレメーター)
 - ◎: 雨量観測所(自記)
 - : 建設部現地機関